

# 釜石市復興推進計画

平成 25 年 3 月 12 日

平成 28 年 3 月 4 日変更

平成 30 年 3 月 29 日変更

岩手県釜石市

## 1 計画の区域

岩手県釜石市

## 2 計画の目標

東日本大震災により、沿岸部の全域にわたり壊滅的な被害を受け、店舗、事業所、住宅などが津波により流出した。

また、震災の被害により、事業主都合離職者数は平成 23 年 4 月に 1,500 人を超え市内の雇用情勢を著しく悪化させたほか、平成 23 年度における転出者は 2,400 人を超えるなど、幅広い年代の人口流出が進むとともに、加えて震災前から高齢化率が 33%を超える状況に一層拍車をかける懸念がある。

このような状況を踏まえ、本計画における集積区域においては、次の産業の集積が期待されることから、当該区域へのこれらの立地誘導を促進し、賑わいと活気に満ちたまちを形成しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりと雇用の場の提供を目標とする。

### (1) 中心市街地東部地区

中心市街地東部地区は、従前から商業機能や行政機能などの中心地であったが、今回の震災により、これらの日常生活に欠かせない機能が著しく低下している。

このような中で、本市としては、今後発生が予想される地震津波などの災害から東部地区を守る防潮堤、緑地マウンドなどの津波防御施設の整備や、避難場所・避難所の周知徹底、防災意識の啓発・伝承などの対策を多面的に講じ、同地区の安全性を確保しながら、同地区を再び商業拠点として位置づけることとしている。

同地区の商業拠点化を図るに当たっては、単に被災前の状況に商業を戻すのではなく、同地区及びその周辺に配置される市役所庁舎及び復興公営住宅、文化交流施設などの公共施設と一体で効率的・効果的な配置・整備を行うとともに、子どもから高齢者までの市民生活に欠かせない機能を集約化していくこと

を目指す。

また、同地区に隣接し、観光拠点としても活用が期待される新魚市場周辺を訪れる観光客の動線も考慮し、住民のみならず観光客にとっても利便性の高い都市機能の構築と安心安全かつコンパクトな復興まちづくりを目指していく。

## （２）鵜住居地区

鵜住居地区は市内で最も被害が大きく、人的被害に加え、全住家の約 7 割に相当する 1,751 戸が被災したことにより、多くの市民が仮設住宅での生活を余儀なくされているほか、被災した店舗や事業所、診療所及び教育施設や生活応援センターなどの公共施設も仮設であるため、日常生活に欠かせないあらゆる機能が著しく低下している。

また、同地区では幅広い年代で地区外への転居が進んでおり、震災前から進行している高齢化率の上昇に一層拍車がかかる懸念がある。

このような中で、同地区の復興まちづくりにあたっては、「交流・追悼」「スポーツ」「教育」「商業再生」をキーワードに多様な来訪客による賑わい創出とともに、地域住民の日常生活を支える機能を集積して、まちの再建を進めていくこととしている。

新しいまちづくりの核として、JR 鵜住居駅周辺を中心に、小中学校、災害公営住宅、観光交流施設、津波の教訓を後世に伝える祈りのパーク（仮称）や津波伝承施設（仮称）、市民体育館などの公共施設を効果的に配置・整備を行うとともに、国道沿線に商業機能を集積することにより、子どもから高齢者までの全ての世代が便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを目指す。

加えて、同地区にはトライアスロンの主会場となる根浜海岸のほか、ラグビーワールドカップ 2019 の会場となる「釜石鵜住居復興スタジアム（仮称）」が含まれており、また、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である橋野鉄鉱山への玄関口となっており、こうした特徴を活かしたまちづくりを進めていく。

## 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当市は、近代製鉄発祥の地として鉄鋼業を中心としたものづくり産業の集積とともに、世界でも有数の三陸漁場の重要な漁業基地として繁栄してきた。

中心市街地東部地区は、居住人口も多く当市の伝統、文化、経済などの中心地でもあり、店舗や事業所が集積していた地域であるが、今回の震災によって市民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けたことから、以下の取組の推進を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

また、鵜住居地区は、昭和 30 年に新設合併で釜石市となるまで鵜住居村として

独立していたことから居住人口も多く、地域内独自の伝統や文化をもち、経済活動を行っていたことから、店舗や事業所もＪＲ鵜住居駅周辺を中心として集積していた地域であるが、今回の震災によって市民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けたことから、以下の取組を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) 効果的な都市基盤の整備

今後発生することが予想される津波災害の際に迅速な避難を可能にするための道路等のインフラ整備や、人々の動線を考慮した公共施設・公益的施設の整備を進める。

(2) コンパクトで回遊性の高い商業機能の集積

被災前にあった商店街や点在していた商店などの商業機能を、単にそのまま復旧させて元のまちに戻すのではなく、拠点施設を整備するなどしてコンパクトに集約し、利便性の高いまちづくりを進める。

(3) 独自資源を活かした観光拠点の形成

中心市街地東部地区の東端に位置する魚河岸地区は、本市における水産業の中核であったことから、「魚のまち」復活に向け新たな誘客機能の整備と魚市場周辺でのイベント実施等にぎわいの創出策を講じながら、水産資源を活用した観光拠点の形成を図る。

また、鵜住居地区については、ＪＲ鵜住居駅周辺に祈りのパーク（仮称）や津波伝承施設（仮称）が整備され、防災意識の啓発・伝承と震災犠牲者の慰霊追悼の拠点となるとともに、根浜海岸や橋野鉄鉱山、ラグビーワールドカップ2019の会場となるスタジアムへのアクセス拠点となる地区であり、新たな誘客機能の整備と周辺地域でのイベント実施等のにぎわい創出策を講じながら、独自資源を活用した観光拠点の形成を図る。

(4) 住宅の整備

震災により住宅を失った住民に対し、多様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備するなどして、安全・安心に暮らしていくための生活基盤を整える。

4 復興産業集積区域の区域（別添【資料1】参照）

「釜石東部地区復興産業集積区域」

「鵜住居地区復興産業集積区域」

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、6221 普通銀行、6222 郵便貯金銀行、63 協同組織金融業、641 貸金業、67 保険業（保険媒介代理店業、保険サービス業を含む）、68 不動産取引業、693 駐車場業、704 自動車賃貸業、7092 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）、7093 貸衣しょう業（別掲を除く）、7099 他に分類されない物品賃貸業、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、741 獣医業、746 写真業、742 土木建築サービス業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業、801 映画館、806 遊戯場、809 その他の娯楽業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体及び852 福祉事務所を除く。）、89 自動車整備業、90 機械等修理業（別掲を除く）、922 建物サービス業、923 警備業、9293 看板書き業

※上記の業種のうち、07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、44 道路貨物運送業、742 土木建築サービス業、89 自動車整備業については鶴住居地区に限る。

※上記の業種のうち、岩手県産業再生復興推進計画（岩手第2号：平成24年3

月 30 日認定) の対象となる業種を除く。

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定による規制（同法第 33 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。

#### （ウ）集積の形成及び活性化の効果

中心市街地東部地区は、居住人口も多く当市の歴史、文化、経済などの中心地であり、店舗や事業所が集積していた地域である。今回の津波被害により、店舗や事業所などが壊滅的な被害を受けたことから、多くの市民が離職を余儀なくされた。これらの市民の雇用確保のためには商業施設等の復活が不可欠であることから、今まで以上に利便性が高く、歩いて回れるコンパクトなまちづくりを推進し、生活関連産業の移転集約を図ることにより、新たな産業の新規立地も促進され、安定した雇用の場の創出が期待される。

鵜住居地区は、市内で最も被害が大きく、多くの市民が仮設住宅での生活を余儀なくされているほか、被災した店舗や事業所などの施設も仮設であるため、日常生活に欠かせないあらゆる機能が著しく低下している。

これらの店舗や事業所などの再開や震災前に比べて減少している雇用者数を回復するためには、商業施設等の復活が不可欠であることから地域に見合ったコンパクトなまちづくりの推進による商業機能と公共施設の集約化によって、地域住民の利便性や快適性の向上を図るとともに、地域独自の伝統文化や観光資源を活用した活動拠点を再生・強化することにより、地域の活力向上と交流人口の増加に伴う賑わいが創出され、新たな産業の立地と雇用の場を提供することが期待される。

#### ②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。（別添【資料 2】参照）

#### 【設定の理由】

当市は、東日本大震災により、強烈（震度 6 弱）な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。

死者数等の人的被害は、岩手県内の約 18%、住家被害は、岩手県内の約 15%に及んだほか、企業、農地、漁港など広範囲にわたり被害が生じたことから、多くの市民が離職を余儀なくされた。

事業主都合離職者数に関する指標及び雇用保険受給者実人数に関する指標につ

いては、震災前（平成 22 年 4 月～6 月）と震災直後（平成 23 年 4 月～6 月）の比較では景気循環による影響を超えて悪化したが、その後（平成 24 年 4 月～6 月）は回復に向かっているものの、県内計と比較すると回復が大きく遅れている。（別添【資料 3】参照）

### ③特別の措置

（ア）①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条の規定に基づく措置）

（イ）①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

### ④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

（ア）中心市街地東部地区及び鶴住居地区

ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）  
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、釜石市）  
被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 中小企業再建支援補助金（実施主体：釜石市）  
既存補助制度が受けられない被災企業に対し、再建に要する経費を補助する。

エ 空き店舗対策補助金（実施主体：釜石市）  
空き店舗で再建する事業者の初期費用の一部を補助する。

オ テナント施設整備事業補助金（実施主体：釜石市）  
被災企業が入居するテナント施設の設置者に整備費用の一部を補助する。

カ 中小企業振興資金融資制度（実施主体：釜石市、地方銀行等）  
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。

キ 復興公営住宅整備事業（実施主体：釜石市）  
震災により住宅を失った市民に対し、子育てや高齢者支援等の観点から、多様な住宅形態に配慮しながら、復興公営住宅を整備する。

ク 津波復興拠点整備事業（実施主体：釜石市）  
避難ビルとしても活用できる市役所庁舎、文化会館等を配置し、将来の津波発生時の都市機能維持の拠点となる市街地として、一体的に整備する。

ケ 都市防災総合推進事業（実施主体：釜石市）

浸水シミュレーションの結果を今後のまちづくりに活かすほか、コーディネーター派遣により防災まちづくりに対する理解促進と円滑な復興事業の推進を図る。

コ 環境未来都市構想推進事業（実施主体：釜石市）

平成23年12月に指定を受けた「環境未来都市」の実現に向けて、エネルギーの自給、資源の再利用など、環境と共生したまちづくりを推進する。

サ スマートコミュニティ推進事業（実施主体：釜石市）

震災直後のライフラインの途絶による混乱を教訓として、電力をはじめとする多様なエネルギー資源を活用したまちづくりを推進する。

シ 四季彩イベント開催事業（実施主体：釜石市、釜石観光物産協会）

当市の旬の味覚や地場製品のPR、地場産業の再生を図るため、四季を通じて魅力あるイベントを開催する。

ス 商店街復興イベント事業（実施主体：釜石市）

仮設商店街及び既存商店街の集客向上と商店街が持つコミュニティ機能を生かした地域住民の復興交流イベントを支援する。

セ 経営再建指導事業（実施主体：釜石市、釜石商工会議所）

中小企業の経営安定のための中小企業相談業務及び個店指導の強化充実を図り、中小企業者の早期再建を支援する。

ソ 被災商店街にぎわい支援事業（実施主体：岩手県）

被災した沿岸市町村の商業機能の復旧や新たな商店街の構築に向け、市町村や商工団体のモデルとなる取組に対して、補助金を交付する。

（イ）中心市街地東部地区

ア 新商業拠点整備事業（実施主体：釜石市）

中心市街地東部地区への大規模商業施設の立地を契機に、官民連携による魅力ある中心市街地を形成するため、国の震災復興官民連携支援事業を導入して基本構想を策定するとともに、商業とにぎわい拠点整備を推進する。

イ 優良建築物整備事業（実施主体：釜石市、民間事業者）

被災した市街地の民間の商業施設や住宅の一体整備を図り、津波避難ビルとしての機能も有する複合ビルを整備する。

ウ 釜石市魚市場経営基盤復興再生事業（事業主体：市漁連）

公益財団法人の基金を活用し、釜石市魚市場における水揚増強、衛生管理の徹底等に必要な機能を整備する。

エ 魚河岸地区周辺にぎわい創出調査検討事業（実施主体：釜石市）

「魚のまち」の復活に向け、魚市場を中心とした魚河岸地区周辺のにぎわい創出に関する調査検討を行う。

オ 土産品等開発支援補助金（実施主体：釜石市）

市内事業者が土産品等を開発し、商品売り出すための経費に対して補助金を交付する。

カ 釜石食ブランド開発検討協議会事業

釜石市の食ブランド化を目的とし、各種商品開発と販売促進に関する検討及び支援の施策を推進する。

（ウ）鵜住居地区

ア まちなか再生計画策定事業（実施主体：釜石市）

鵜住居地区のまちづくりとまちなか再生の基本方針を定め、公民連携の手法による商業機能の再生を推進する。

イ 被災市街地復興土地区画整理事業（実施主体：釜石市）

防災上必要な地盤嵩上げにより、住宅地、道路、公園等の整備を行い、安全な居住地の確保とコミュニティの再構築を図る。

ウ 釜石うみやま連携交流推進協議会事業（実施主体：釜石うみやま連携交流推進協議会）

栗橋地域から鵜住居・箱崎半島地域までの連携交流を推進し、地域全体の活性化とコミュニティの再生を図る。

エ 釜石鵜住居復興スタジアム（仮称）整備事業（実施主体：釜石市）

ラグビーワールドカップ 2019 の試合会場となるスタジアムを整備する。

（２）法第２条第３項第２号のロの復興推進事業

「商業施設整備事業」

①事業の効果

中心市街地東部地区及び鵜住居地区に食料品、衣料品等を扱う小売業の入居を想定した複合商業ビルやモール形式の大規模商業施設を整備する。本事業を実施することにより、同地区に小売業等の集積が図られ、商業機能の集積や利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

②雇用等被害地域

（１）②に同じ

※ 商業施設整備事業は雇用等被害地域において実施される。

③特別の措置

（ア）本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条の規定に基づく措置）



(イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 中心市街地東部地区及び鶴住居地区

- ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）  
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。
  - イ 釜石市中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、釜石市）  
被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。
  - ウ 中小企業再建支援補助金（実施主体：釜石市）  
既存補助制度が受けられない被災企業に対し、再建に要する経費を補助する。
  - エ 空き店舗対策補助金（実施主体：釜石市）  
空き店舗で再建する事業者の初期費用の一部を補助する。
  - オ テナント施設整備事業補助金（実施主体：釜石市）  
被災企業が入居するテナント施設の設置者に整備費用の一部を補助する。
  - カ 中小企業振興資金融資制度（実施主体：釜石市、地方銀行等）  
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。
  - キ 四季彩イベント開催事業（実施主体：釜石市、釜石観光物産協会）  
当市の旬の味覚や地場産品のPR、地場産業の再生を図るため、四季を通じて魅力あるイベントを開催する。
  - ク 商店街復興イベント事業（実施主体：釜石市）  
仮設商店街及び既存商店街の集客向上と商店街が持つコミュニティ機能を生かした地域住民の復興交流イベントを支援する。
  - ケ 経営再建指導事業（実施主体：釜石市、釜石商工会議所）  
中小企業の経営安定のための中小企業相談業務及び個店指導の強化充実を図り、中小企業者の早期再建を支援する。
  - コ 被災商店街にぎわい支援事業（実施主体：岩手県）  
被災した沿岸市町村の商業機能の復旧や新たな商店街の構築に向け、市町村や商工団体のモデルとなる取組に対して、補助金を交付する。
- (イ) 中心市街地東部地区
- ア 新商業拠点整備事業（実施主体：釜石市）  
中心市街地東部地区への大規模商業施設の立地を契機に、官民連携による魅力ある中心市街地を形成するため、国の震災復興官民連携支援事業を導入して基本構想を策定するとともに、商業とにぎわい拠点整備を推進する。
  - イ 優良建築物整備事業（実施主体：釜石市、民間事業者）

被災した市街地の民間の商業施設や住宅の一体整備を図り、津波避難ビルとしての機能も有する複合ビルを整備する。

※ なお、上記一般復興事業のほか、復興推進事業として復興建築物整備事業を実施することにより、商業施設整備事業を実施する地域の用途制限を緩和し、商業施設の整備を可能としている（平成24年8月3日認定）。

#### （ウ） 鶴住居地区

##### ア まちなか再生計画策定事業（実施主体：釜石市）

鶴住居地区のまちづくりとまちなか再生の基本方針を定め、公民連携の手法による商業機能の再生を推進する。

##### イ 被災市街地復興土地区画整理事業（実施主体：釜石市）

防災上必要な地盤嵩上げにより、住宅地、道路、公園等の整備を行い、安全な居住地の確保とコミュニティの再構築を図る。

##### ウ 釜石うみやま連携交流推進協議会事業（実施主体：釜石うみやま連携交流推進協議会）

栗橋地域から鶴住居・箱崎半島地域までの連携交流を推進し、地域全体の活性化とコミュニティの再生を図る。

#### 6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、これから一層進展する高齢化社会に対応した、「歩いて回れるまち」をコンセプトとして回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、賑わいと活気に満ちたまちの形成を図ることにより、被災地域及び通勤圏内等における雇用の創出と居住人口の増加が見込まれ、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与する。

#### 7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。